

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：海上技術安全研究所)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(財)日本造船技術センター 東京都文京区後楽2-1-2	水槽試験法開発用模型船製作等の請負 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年4月1日	21,115,080	随意契約	契約目的の達成には一定精度以上の模型船製作等に係る技術及び知識等を必要とするため(契約事務取扱細則第49条第5号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (19年度から移行済み)		単価契約 6,615円/人時
2	東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	気泡流中プロペラ性能試験装置および気泡発生装置の設計製作および試験法の検討 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年4月3日	5,075,700	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者へ履行させることが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
3	北海道大学 北海道札幌市北区北13条西8丁目	実船周りの流速分布計測システムの開発 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年4月3日	9,660,096	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者へ履行させることが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
4	大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1	実船用摩擦応力計測装置の開発 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年4月3日	1,643,075	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者へ履行させることが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
5	九州大学 福岡県福岡市東区箱崎6-10-1	環境調和型ナノ複合プラスチックの研究開発 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年8月10日	15,960,000	随意契約	契約の目的を達するには、ナノ粒子の表面構造制御、生分解性高分子の合成や評価に関する高度な知見・技術を有する者に履行させることが最適であるため(契約事務取扱細則第49条第5号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (準備期間を経たのち遅くとも20年度から)		
6	(社)日本中小型造船工業会 東京都港区虎ノ門1-15-16	船舶LCVデータベースシステム機能拡張 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年11月14日	5,186,477	随意契約	当該システムの機能拡張は、当該システムの開発者に履行させることを要するため(契約事務取扱細則第49条第7号)	見直の余地あり	競争入札に移行(価格競争) (準備期間を経たのち遅くとも20年度から)		
7	(財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	災害時の鉄道網に関する調査 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年12月6日	3,465,000	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		17
8	大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1	アルミニウム合金押出時のメタルフローと集合組織に関する研究 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成18年12月21日	1,000,000	随意契約	契約の目的を達するには、各種塑性加工技術及び金属材料の組織形成等に関する高度な知見・技術を有する者に履行させることが最適であるため(契約事務取扱細則第49条第5号)	見直の余地あり	競争入札に移行 (準備期間を経たのち遅くとも20年度から)		
9	(財)日本気象協会首都圏支社 東京都豊島区東池袋3-1-1	内航船航海計画支援システムの実証試験に係る波浪予測情報作成 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成19年1月9日	5,565,000	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		17
10	(財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	鉄道のダイヤ作成の考え方利用による中規模船隊向け配船計画アルゴリズム開発 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成19年1月9日	5,994,450	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		17
11	東京海洋大学 東京都港区港南4-5-7	内航船の運行計画支援アルゴリズム等の研究 一式	(独)海上技術安全研究所 東京都三鷹市新川6-38-1	平成19年1月9日	7,995,750	随意契約	受託研究の契約において、その一部を特定の第三者へ履行させることが依頼者から指定されたため(契約事務取扱細則第49条第12号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		17

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：海上技術安全研究所)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
12	東京大学 東京都文京 区本郷7-3-1	有限要素法(FEM)を用いた ライザー挙動予測プログラ ムの開発・評価 一式	(独)海上技術安全研 究所 東京都三鷹市新 川6-38-1	平成19年1月9日	7,438,200	随意契約	受託研究の契約において、その 一部を特定の第三者へ履行させ ることが依頼者から指定された ため(契約事務取扱細則第49条 第12号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
13	東京大学 東京都文京 区本郷7-3-1	RHASの挙動に関する数値 シミュレーション 一式	(独)海上技術安全研 究所 東京都三鷹市新 川6-38-1	平成19年1月9日	1,699,950	随意契約	受託研究の契約において、その 一部を特定の第三者へ履行させ ることが依頼者から指定された ため(契約事務取扱細則第49条 第12号)	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
合計					91,798,778						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」